

公益財団法人山階鳥類研究所

研究活動に係る不正処理規程

(目的)

第1条 本規程は、公的研究費に依る研究活動に係る不正に対処する方法について定めるものである。

(告発窓口)

第2条 当法人事務局を内外からの告発の窓口とする。

- 2 当法人監事を告発の窓口とすることができる。
- 3 告発は文書によるものとする。

(告発の取扱)

第3条 告発等(外部機関からの告発を含む)を受け付けた場合は、受付から30日以内に、その内容の合理性を確認し、最高管理責任者が調査の要否を判断するとともに当該調査の要否を公的研究費の配分機関に報告しなければならない。

(調査)

第4条 最高管理責任者は、調査を必要と判断した場合、可及的速やかに調査委員会を設置し、調査を実施しなければならない。

(調査委員会)

第5条 調査委員会は公正かつ透明性の確保を旨としなければならない。

- 2 調査委員会は不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度等について調査し認定することを目的とする。
- 3 調査委員には当財団に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を参加させることとする。
- 4 第三者の調査委員は、当法人及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 調査委員会の定員は定めない。ただし、自機関に属さない外部有識者を半数以上含むものとする。
- 6 調査委員会は同委員長を互選する。
- 7 調査委員は、調査結果の発表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に調査内容が漏えいしないよう努めなければならない。
- 8 告発者及び被告発者は、調査委員会の委員について、調査開始後30日以内に異議を申し立てることができる。
- 9 前項の異議申し立てがあった場合、調査委員会は内容を審査し、妥当であると判断し

たときは当該異議申し立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(研究活動の停止)

第6条 最高管理責任者は、調査委員会委員長の報告に基づき、調査対象となっている被告発者等に対し、調査対象となっている研究活動の停止を命ずることができる。

(配分機関への報告及び調査協力)

第7条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、公的研究費の配分機関に報告し協議しなければならない。

2 最高管理責任者は告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費に依る研究活動の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を公的研究費の配分機関に提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

3 最高管理責任者は、不正の事実が一部でも認定された場合には、調査の過程であっても速やかに配分機関に報告しなければならない。

4 配分機関が求めた場合、調査の終了前であっても、最高管理責任者は調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

5 配分機関が当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査を求めた場合は、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、それに応じなければならない。

(不服申し立て)

第8条 不正が認定された被告発者は、調査が完了した後 30 日以内に調査委員会に対し不服申し立てをすることができる。ただし、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者はその認定について前項に準じた不服申し立てをすることができる。

3 調査委員会委員長は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、告発者に通知する。加えて最高管理責任者は調査委員会委員長の報告に基づき、その事案に係る公的研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

4 調査委員会が再調査を開始した場合は、同委員会は 50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、調査委員会委員長はその結果を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を告発者及び被告発者に通知し、加えてその事案に係る公的研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第9条

最高管理責任者は調査結果を公表しなければならない。公表する内容は次の通りとする。

イ 不正の有無

- ロ 不正の内容
- ハ 関与した者及びその関与の程度
- ニ 懲戒処分適用の可否及びその内容
- ホ その他最高管理責任者が必要と認めた事項

(保護)

第 10 条 最高管理責任者は、告発者及び被告発者が告発者又は被告発者であることを理由に不当な不利益を被らないよう十分に配慮しなければならない。

(懲戒)

第 11 条 懲戒は就業規則の定めによる。

附則 平成 28 年 9 月 1 日制定施行（理事長裁定）